

一般社団法人 日本ろうあ者卓球協会 事務局規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会（以下「当協会」という。）定款第39条第5項の規定に基づき、当協会の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組 織

(事務局の組織)

第2条 当協会の事務局に次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 財務部
- (3) 事業部
- (4) 広報部
- (5) 強化部
- (6) 国際部

2 各部の所掌事務は、別表に定めるとおりとする。

第3章 職 制

(任免)

第3条 事務局に事務局長及び部長、専任職（以下、「部長等」という。）を置く。

- 2 事務局長及び部長は、理事長が理事会の承認を得て、理事の中から任免する。
- 3 前項以外の職員の任免は理事長が行う。

(事務局長)

第4条 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

- 2 理事長は、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長代理を指名することができる。

(部長等)

第5条 部長は、事務局長の命を受けて、各部の所掌事務を処理する。

- 2 各部の専任職は、部長の命を受けて、各部の業務に従事する。

(嘱託職員等)

第6条 事務局に必要があると認めるときは、第3条に規定する職制以外に嘱託職員及び臨時職員を置くことができる。

- 2 第1項の職員の職務は、理事長の承認を経て、事務局長が指定する。

第4章 事務処理

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、各部の部長及び事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長又は理事会の議決を経なければならない。

(代理決裁)

第8条 理事長又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなけれ

ばならない決裁文書は、事務局長代理が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成25年6月1日より施行する。
2. この規程は、平成31年1月1日より改正施行する。

別表（第2条関係）

部	分掌事務
総務部	(1) 理事会及び総会運営 (2) 会議ならびに議事録に関する事 (3) 会務の報告に関する事 (4) 会員名簿に関する事 (5) 会員との事務連絡に関する事。 (6) 関係省庁および関連団体等に関する事 (7) 人事、労務に関する事 (8) 一般事務、渉外及び法規に関する事 (9) 定款、諸規程に関する事 (10) 公印の保管に関する事 (11) 文書の受理、管理、発行に関する事 (12) 事務所の管理に関する事 (13) 前各号に掲げるもののほか、他の主管に属さないもの (14) その他特命事項
財務部	(1) 現金の保管及び出納に関する事 (2) 収入及び支出に関する事 (3) 年度収支予算に関する事 (4) 収支決算書の作成に関する事 (5) 会計簿の作成及び保持に関する事 (6) 物品購入、管理に関する事 (7) 契約書に関する事 (8) 財政の確立に関する事 (9) 前各号に掲げるもののほか、会計に関する事 (10) その他特命事項
広報部	(1) 会報及び出版物の編集、発刊及び発送に関する事 (2) 会報及び出版物の広告に関する事

	<p>(3) 広報活動およびホームページに関すること。 (4) その他特命事項</p>
事業部	<p>(1) 競技会の主催に関わる業務 ・開催準備、運営 ・関係団体や参加者との連絡調整 (2) 普及活動、講習会の実施 (3) 競技ルール作成、審判関連 (4) 技術委員派遣に関わる業務 (5) その他特命事項</p>
強化部	<p>(1) 強化指定選手選考基準の策定 (2) 強化指定選手強化計画の策定、実施 (3) 強化指定選手の所属母体指導者との連絡調整 (4) 国際大会派遣選手選考基準の策定及び派遣 (5) 国際大会でのメダル獲得を目的とした強化活動 (6) その他特命事項</p>
国際部	<p>(1) 国際大会組織委員会との連絡調整、情報収集に関すること (2) 国際スポーツ交流事業の実施及び研修等に関すること。 (3) 国際スポーツ情報に係る資料の収集、分析及び提供に関すること。 (4) その他特命事項</p>